

第1章 報酬・費用弁償

○鳥羽志勢広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

〔平成11年4月1日〕
〔条例第11号〕

改正 平成16年10月1日条例第3号 平成20年11月25日条例第3号
平成22年2月26日条例第1号

（議員報酬）

第1条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、年額15,000円とする。

第2条 議員の報酬は、鳥羽志勢広域連合規約（平成11年三重県指令南志企第2-85号）第8条の規定により、議員として職についた時から月割りにより支給する。

（費用弁償）

第3条 議長、副議長及び議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため旅行したとき、又は公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

（その他）

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、志摩市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年志摩市条例第47号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月1日条例第3号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成20年11月25日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

附 則（平成22年2月26日条例第1号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

第5編 給与（鳥羽志勢広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例）

別表（第3条関係）

区 分	日 当	宿 泊
県 外	1日につき 2,000円	1夜につき 12,000円
県 内	—	10,000円